

令和7年12月3日  
九州森林管理局

## 九州森林管理局における指名停止措置について

九州森林管理局は、本日、工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行ったの  
でお知らせします。

なお、指名停止措置を受ける業者名及び指名停止期間等は別紙のとおりです。

### 問い合わせ先

九州森林管理局 総務企画部  
電話：096-328-3520  
担当：経理課長補佐

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた業者名及び住所

株式会社 中央技術コンサルタント 東京都新宿区西新宿 8-5-1

### 2 指名停止の期間

令和 7 年 12 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 2 日 (3 カ月)

### 3 指名停止措置の範囲

九州森林管理局管内

### 4 指名停止の理由

本件については、株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長が、気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏えいした情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 8 月 8 日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等妨害罪で起訴された。その後、気仙沼市が発注した別の業務においても、同年 8 月 20 日に同罪で追起訴された。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知) 別表第 2 第 8 号口 (公契約関係競売等妨害又は談合) に該当するため。

### 5 参考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる 場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)  イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員  ロ <u>当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員</u>	逮捕又は公訴を知った日 から  2 カ月以上 12 カ月以内 1 カ月以上 12 カ月以内